記 載 例

寄 附 申 込 書

(宛先) 岡崎市長

令和 ○○年 ○○月 ○○	H
	,
事前協議申出書提出日	

(申込者) 住 所 十王町二丁目9番地

氏 名 岡崎 太郎

電 話 0564-23-6823

※本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印 (実印と印鑑証明書の写しを提出)してください。
※法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名を 記入してください。

次のとおり寄附します。

1 寄附の目的

岡崎市狭あい道路拡幅整備に関する条例(平成17年岡崎市条例第146号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する狭あい道路の拡幅用地として

2 寄附の対象

狭あい道路に関する下記土地における、用地測量及び協議の結果決定する条例 第2条第3号の規定による後退用地及び同条第4号の規定によるすみ切り用地

所 在	地 番	地目
十王町二丁目	9	宅地
十王町	1-2	畑
※必ずご承諾のうえ		

※必すご承諾のうえ お申込みください。

3 付記事項

- (1) 後退用地及びすみ切り用地については、更地かつ路面と水平になるよう施工をします。
- (2) 自己都合により寄附の申込みを取り下げる場合は、条例第9条の規定に基づき測量費用を自費で負担します。
- (3) 所有者を変更する場合は、変更後の所有者に後退用地及びすみ切り用地に関する権利義務を継承させ、寄附申込書等、寄附の登記に必要な書類を市長へ提出させます。
- (4) 後退用地及びすみ切り用地内の支障物の管理については、撤去又は移設が完了するまで 寄附申込者が責任を負います。
- (5) 条例第13条第2項第1号の規定に基づき、都市計画法第29条第1項又は第2項に規定する許可を受けて開発行為(自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うものを除く)は行いません。
- (6) この寄附により土地改良法第42条第2項の規定による決済が発生する場合、その決済金 は市が負担しないことを承諾します。